

地域づくり総合交付金 制度の概要

「地域づくり総合交付金」は北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。

予算の範囲内で、北海道の総合出先機関である総合振興局・振興局が交付金を交付します。

■ 事業構成

| 事業区分 | 事業内容 | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|-------------|-------------------------------------|------------|--|--------------|--|
| 地域づくり推進事業 | <p>地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について支援。</p> <p><対象事業></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般事業</td> <td>社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業、観光レクリエーション振興事業、産業振興事業、港湾利用促進事業、省エネルギー・新エネルギー振興事業、市町村広域行政に関する事業、合併市町村まちづくり推進事業、地域重点プロジェクト推進事業、権限移譲推進事業、地域医療対策事業、地域防災力強化事業</td> </tr> <tr> <td>福祉振興・介護保険基盤整備事業</td> <td>社会福祉基盤整備事業、福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業</td> </tr> <tr> <td>地域産業基盤等整備事業</td> <td>小規模土地改良事業、小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エゾシカ緊急対策事業</td> </tr> <tr> <td>集落維持・活性化促進事業</td> <td>集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売(買物支援)事業、集落空き家・空き店舗活用促進事業、その他集落対策事業</td> </tr> </table> | 一般事業 | 社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業、観光レクリエーション振興事業、産業振興事業、港湾利用促進事業、省エネルギー・新エネルギー振興事業、市町村広域行政に関する事業、合併市町村まちづくり推進事業、地域重点プロジェクト推進事業、権限移譲推進事業、地域医療対策事業、地域防災力強化事業 | 福祉振興・介護保険基盤整備事業 | 社会福祉基盤整備事業、福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 | 地域産業基盤等整備事業 | 小規模土地改良事業、小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業 | エゾシカ緊急対策事業 | | 集落維持・活性化促進事業 | 集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売(買物支援)事業、集落空き家・空き店舗活用促進事業、その他集落対策事業 |
| 一般事業 | 社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業、観光レクリエーション振興事業、産業振興事業、港湾利用促進事業、省エネルギー・新エネルギー振興事業、市町村広域行政に関する事業、合併市町村まちづくり推進事業、地域重点プロジェクト推進事業、権限移譲推進事業、地域医療対策事業、地域防災力強化事業 | | | | | | | | | | |
| 福祉振興・介護保険基盤整備事業 | 社会福祉基盤整備事業、福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 | | | | | | | | | | |
| 地域産業基盤等整備事業 | 小規模土地改良事業、小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業 | | | | | | | | | | |
| エゾシカ緊急対策事業 | | | | | | | | | | | |
| 集落維持・活性化促進事業 | 集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売(買物支援)事業、集落空き家・空き店舗活用促進事業、その他集落対策事業 | | | | | | | | | | |
| 特定課題対策事業 | <p>全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について支援。</p> <p><対象事業></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業</td> </tr> <tr> <td>(2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次に定める事業 ・ 流木処理対策事業</td> </tr> </table> | (1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 | (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 | (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次に定める事業 ・ 流木処理対策事業 | | | | | | | |
| (1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 | | | | | | | | | | | |
| (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 | | | | | | | | | | | |
| (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次に定める事業 ・ 流木処理対策事業 | | | | | | | | | | | |
| 市町村連携地域モデル事業 | 市町村が広域的な連携を行うことにより、地域自らが創意と主体性に基づき、相互補完と役割分担によって、自律的に地域のあり方を決定することができる持続可能な北海道の地域づくりに資するために支援。 | | | | | | | | | | |

■ 事業体系

| 事業区分 | | 交付対象者 | | 上限額 | 下限額 | 単位 | 交付率 |
|--------------|--------------|--|---|--|----------------|-------|-------|
| 地域づくり推進事業 | 一般事業 | ハード系事業 | 市町村 ----- 一部事務組合、広域連合 | 1億円 ----- 2億円 | 500万円 | 10万円 | 1/2以内 |
| | | ソフト系事業 | 市町村 ----- 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 ----- 振興局長が認める団体 | 500万円 ----- 1千万円 ----- 300万円 | | | |
| | 福祉振興・基盤整備 | 介護保険備事業 | 市町村(政令市、中核市を除く)、一部事務組合、広域連合 | 設定なし | 10万円 | 1千円 | |
| | 地域産業基盤整備事業 | 小規模土地改良事業 | 市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体 | 400万円 | 50万円 | 1千円 | |
| | | 小規模林道整備事業 | 市町村、森林組合 | 100万円 ~設定なし | 10万円 ~500万円 | | |
| | | 小規模治山事業 | 市町村 | 設定なし | 500万円 | | |
| | | 船揚場整備事業 | 市町村 | 1千万円 | 100万円 | | |
| | エソシカ緊急対策事業 | エソシカ捕獲等を目的とした協議会等(市町村が構成員として含まれている協議会等に限る) | 交付対象経費の2割以内 | | 1万円 | 1万円 | |
| | 集落維持・活性化促進事業 | ハード系事業 | 市町村 ----- 一部事務組合、広域連合 | 1億円 ----- 2億円 | 50万円 | 10万円 | |
| | | ソフト系事業 | 市町村 ----- 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 | 500万円 ----- 1千万円 | | | |
| 特定課題対策事業 | ハード系事業 | 市町村 ----- 一部事務組合、広域連合 | 1億円 ----- 2億円 | 1千万円 | 10万円 | 1/2以内 | |
| | ソフト系事業 | 市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体 | 2千万円 | 500万円 | | | |
| 市町村連携地域モデル事業 | | 道独自の連携制度に取り組む市町村 | | 1千万円 | — | 10万円 | 定額 |

■ 予算額の推移

(単位：百万円)

| 事業区分 | H28 | H27 | H26 | H25 | H24 | H23 | H22 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地域づくり総合交付金 | 4,400 | 4,300 | 4,200 | 4,200 | 4,000 | 4,000 | 3,460 |
| 地域再生加速事業 | — | — | 130 | 200 | 260 | 280 | 280 |
| 地域づくり推進事業 | 4,150 | 4,100 | 3,970 | 3,900 | 3,640 | 3,620 | 3,080 |
| 特定課題対策事業 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 市町村連携地域モデル事業 | 150 | 100 | — | — | — | — | — |

※ 「地域再生加速事業」は H26 末廃止。「市町村連携地域モデル事業」は H27 新設。

※ 事務費を除く。